

会費規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人GRAF（以下、「当法人」という。）の定款第9条の規定に基づき、当法人の会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 当法人の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 20,000円
- (2) 一般会員 6,000円
- (3) 学生会員 500円

- 2 前項の金額を納めたものが、各会員になる資格を有する。
- 3 一度支払った会費の返金をおこなうことはできない。
- 4 会費納入にかかる手数料は会員が全額負担すること。

(納期)

第3条 会員は、入会通知決定書が届いてから、すみやかに所定の方法で会費を支払わなければならない。

(自動継続)

第4条 事業年度末現在の会員及びその者の会費納入は、別に定めるところにより変更の届け出があった場合を除き、翌年度に自動的に継続するものとする。

(内容の変更)

第5条 この規約は、団体運営規約第19条、同規約第20条の規定に基づき、役員会議の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規約は、令和4年5月9日から適用する。
- 3 以下に、この規約の改定日を列挙する

令和6年5月28日 改定